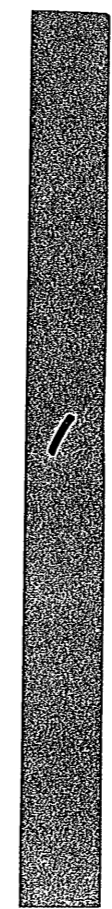




Title	1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する「密約」に係る調査の関連文書No.1(1 外務省外交史料館レファレンス番号 : H221849)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6439 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

(

(



大臣より米大使に懇談すべき当面の安全保障問題について

三三 五二四 米保長

一 先般の総選挙は、国内問題としては労働問題、文教問題等も存したが、外交・防衛問題に於て両党の間に最も大きな隔たりがあったと思う。選挙の結果は御承知の通りであり、外交・防衛問題に關して云へば、社会党側が熱心に攻勢を展開したに拘らず、自民党の政策に対する支持は、變りがなかつたと謂うことが出来ると思う。今偶々岸総理訪米より一年になるので、此の際此の一年の歩みを回顧して当面の問題を考へて見度い。

二 昨年六月の岸総理訪米に先立つ総理と貴大使との予備的会談の際、安全保障問題に關し、総理は、

極秘

6/6

(1) 安保条約を事態の變化に則して改正すべき点として

1 条約に基き駐留する米軍の配備及使用は原則として日米相互の合意によつて行われるべきこと

2 条約と國連憲章の關係を明らかにすべきこと

3 条約に期限を付すべきことの三点に言及されると共に、

(2) 日本は国防會議で決定されるべき長期防衛力整備計画に従い防衛力漸増の努力を続けるが、自衛隊の育成並びに政治的心理的事態も考慮し、米側は陸上戦闘部隊の全面的撤退を含み極力米軍を削減すると共に、米軍施設の再検討を試みる機要監する旨を述べられた。而して此等の点は日米会談の際充分検討せられ、主として前記(1)の關係に於て日米安保委員會が発足し、又(2)

の分野に於ては地上戦闘部隊の全面的撤退を含む米軍の大幅削減を見た次第である。

三 斯くして過去一年の間に於て、安全保障の分野に於ける日米関係には相当の進展が見られたが、此の隣、昨年秋ソ連が大陸弾道弾と人工衛星に依つて軍事科学技術の進歩を誇示して以来、共産側は、一方に於て自由陣営の抑制力の中心たる米国の軍事力に疑惑を生ぜしめる様、又同時に局地戦争を否定して中途半端な軍備は無意味であるとの観念を醸成する様宣伝を一段と強化した。斯くして日米関係に就て見るも、前記の諸事情と併せ、此の際検討を要すべき種々の問題が生起していると思う。

四 以下具体的問題について考へて見度いが、其の一は前記二の(四)に関連し、自衛隊と在日米軍の協力の基本原則の問題である。此

の問題は第五回日米安全保障委員会の際自分から言及したことがあるが、茲に繰返して言ひならば、

(1) 安保条約は日本が自衛力を保有しなかつた時期に成立したものであるが、現在日本は若干の自衛力を具備するに至つた、

(2) 日本の自衛力は猶育成の初期にあり、日本及極東自由陣営の防衛のため、自衛隊と在日米軍の間に密接な協力が必要である、

(3) 安保条約は米軍の義務を規定して居らず、從而現状は、双方の幕僚当局間の了解を除けば、自衛隊と日本及其の附近に駐留する権利を有する米軍が、事実上並存しているに過ぎない、

と云ふ事實が存する。日米友好関係の現状よりすれば、斯る事態で充分であるとの考へ方もあり得べく、又安保条約を双務協定に改めると云ふことは日本の憲法上其の他の制約から困難である

が、例へば防空に関し、北海道の米空軍が移駐して航空自衛隊が配備されるに至つたとか、防空管制の漸進的引継が進行している等の事実もあり、現実の事態の裏付けとして、自衛隊と在日米軍の協力問題に付、日米両政府間に何等かの基本的了解を遂げる必要があると思はれる。

斯る意味の了解としては、

(イ) 自衛隊と在日米軍は、日本地域及極東の平和と安全のため、夫々其の国内法の限度に於て協力するものなることを両政府間に於て確認し、

(ロ) 具体的には例へば行政協定第二十四条の規定する協議に関し、予め準則を幕僚当局間に於て合意せしめることも考へられるべく、

(ハ) 尚在日米軍施設に就ては、米軍の必要とする施設を極力集約的に整理し、且使用の態様を自衛隊施設を米軍が共同使用する^{と云う建前に改めて行くことも研究すべきであると思ふ。}

五 次に核兵器及弾道弾基地の問題を考へて見度い。核兵器論争は、昨年秋のソ連の大陸弾道弾人工衛星以来一段と深刻の度を加へ、其の後共産圏諸国の非核武装地帯設置の提唱やソ連の条件は一方的核実験中止声明等のこともあつた。我國に關しては、以上の如き世界的事情に加へ、在日米軍撤退の進行に由り基地問題が漸く下火になつて来たこともあつて社会党其の他の左翼勢力が其の攻撃の矛先を核兵器問題に集中して居り、従つて此の問題には特に敏感である我國輿論は更に刺戟されている実情である。

されば前国会に於ては、野党は、核兵器持込問題に關して日米

両政府間に如何なる了解が存するか、右は安保委員会で協議されることとなつてゐるか、若し文書に依る了解が存しないならば何故之を取付けないか、又沖縄の米空軍や第七艦隊の艦船が核兵器を^塔毀滅して我国領土に入ることがあるのではないか、等執拗に繰返し、更に国会最終段階に於て核非武装決議案を提起すると共に、総選挙に際して自民党に対し本件に関する共同宣言を申入れて来る所があつた。以上の如き野党攻勢に対しては、政府は、自衛隊は核武装せず又核兵器の持込を認めないと云う方針を明らかにし、米國に關しては、日米關係に鑑み米國が日本の意圖を無視し日本の意思に反する措置をとる様なことはないと確信する趣旨を以て応酬し、又核非武装決議に關しては其の必要なしとして之を拒否して来たのは御承知の通りである。

N A T O 其の他自由陣營の防衛戦略が核兵器の使用を前提としていることは自分もよく認識して居り、此の點に關しては自分は全般的軍縮が何等かの形で具体化することを切に希冀するものである。同時に我國の輿論は之を尊重しなければならず、今後益々強化すると予想される共産圏の心理戦に対し、我々としても備へる所がなければならぬと思ふ。日米間の條約關係に就いて見るならば、米國は日本の意圖に拘りなく核兵器を日本に持込み得ることとなつて居り、若し此の點に就て國民が懸念を持つとすれば、政府としては何等かの方法で之を解決する必要がある。殊に核兵器や彈導彈基地の問題に關しては、他の自由諸國の場合に於ても當該國の意圖を尊重すると云う建前がとられて居り、又日本に關しては米國政府要路に於ても現在日本には核兵器は持込まれてい

ないし、日本を核装備する計画もないと言明して居ることであるから、此の問題に關し、両政府間に何等かの了解を遂げ置くことが全般的に考て得策であると考へる。

斯る意味の了解として、「米國は日本政府の同意なくしては、核兵器を日本に持込まず又弾薬基地を日本に設けない」と云う趣旨を確認することが適當であると思ふ。

六 以上は何れも安全保障の分野に於ける日米間の重要事項であり充分研究の上、適當な時機に安保委員会に於て協議し度いと思ふ。安保委員会に關しては、前記二の(イ)に關し、猶若干の問題がある。特に在日米軍の日本地域以外に於ける使用の問題に就て、之を協議の対象とするに非れば日本政府と相談なしに行われる在日米軍の使用の結果日本が其の意に反して戦争に捲き込まれること

となる、との議論が跡を絶たない。此の点は國連憲章と安保条約の關係に關する昨年九月の交換公文で遊からず明確化された所であるが、今後前記四との關係に於ても更に研究して見度いと思つてゐる。

七 一年を回顧するに、在日米軍の縮少の結果自衛隊の防衛責任に對する自覺が向上せりとの報告も聞いて居り、又安保委員会の発足が防衛に關する日米協力關係の上に明るい感じを齎す等、相當な進展があつたと思われ、内外の共産主義乃至左翼勢力の攻勢に拘らず現政府の政策に對する支持が動かなかつたことは、先般の総選挙で実証されたと思ふ。以上申述べたことは、今後の日米協力關係を更に増進せしめ、日本を含む極東の自由諸國全体の防衛に資する様、全般的見地から熟慮の上の結論であり、貴大使に於かれても建設的な氣持で之を検討して候き度い。